

時事新報

明治十八年三月三日
(西曆一千八百八十五年)
第九百六號
日曜日休刊

公報
官省院廳府縣

太政官達第十號

明治十八年二月二十七日號達元老院閣制中左ノ通
改正候條此旨相達候事

明治十八年三月二日

太政大臣公憲三條實美

議長 一員 一等相當 年俸六千圓

副議長 一員 一等相當 年俸四千八百圓

幹事 二員 一等相當 年俸四千五百圓

議員中ヨリ云々

議長 一等相當 年俸四千圓

副議長 二等相當 年俸三千五百圓

幹事 二等相當 年俸三千圓

本院ノ章程云々

○東京府布達第十號

本年甲第六號布達屯田兵志願者必得書第五項(左ノ但書ヲ追加ス

但途中官費ニテ汽車汽船等ヲ用ユル行程ハ旅費并ニ

駄賃ハ之ヲ給セス

右布達候事

明治十八年三月二日

東京府知事芳川正

時事新報

外交事情報道ノ必要

外交事情報道ノ必要
國交際ノ實際ニ於テ道運ト云ヘルモノハ左マテ肝要ナ
ルコト非ズト雖モ名義上ニ於テハ甚大切ナルモノナ
リ故コ古今ノ暴君ト稱スルモノモテ他國ニ對シテ戰
ヲ開カントスルニ當リテハ先ヅ種々ノ口實ヲ設ケテ無
名ノ師ヲ起スノ名ヲ免レントモザルモノナシ歐洲中世
戰國ノ世ニ王位相續ノ爭奪ヨリ毎度大戰爭ヲ惹キ起シ
其實際ハ強弱相殺ナレド戰ノ最初ニ當リテハ双方其名
正事順ヲ主張セザルコトナク又千六七百年代ニ西班牙人
ガ亞米利加土人ヲ征服スル折ニモ殖民當局ノ文武官ハ
毎度長文ノ布告ヲ發シ土人ハ西班牙國王ニ臣從スルノ
義務アルヲ示シタルガ如キ義レモ其一例トシテ見ル可
キナリ特ニ近世ノ國交際ハ其實強弱相殺ナルモノモ拘ハ
ラズ道運ヲ以テ其交際ヲ鏡セザレバ事ノ現ハレテ滔々
タル世界ノ凡眼ニ映スルニ當リテ大ニ其排斥スル所ト
爲ラザルヲ得ズ即チ道運ノ名義上ニ大切ナル所以ニシ
テ今ノ國交際ニ於テハ道運ノ利用セザルコト可カラ
ザルナリ

今ノ國交際ニ於テ道運ト云ヘルコト果シテ大切ナリトス
レバ其國交際ニ關スル事毎ニ我レハ道運ヲ被ルノ覺悟
ナカル可ラス新カド覺悟ニテ我レノ道運アルヲ示シキ
トモ先ヅ之ヲ示シ置クコト肝要ナリ先入爲主ト云ヒ衆
口鑠金ト云フハ誠ニ不安ノ言ニシテ衆口ノ評判ハ誠ニ
人聞ノ思想ヲ動カセ之ヲ動カシテ其一方ニ傾カセムレ
バ其後百口ヲ以テスルモ之ヲ辯ムルコト甚難シ況シヤ

之ヲ辯ムルコト甚難シ況シヤ
カノ殆シト能ク可ラザル所ナリ左レハ外交上ノ事ハ
先ヅ道運ヲ我レニ取リテ先ヅ之ヲ人ニ示シ之
ヲ示シテ我レノ所爲ノ誠ニ道運アル所以ヲ其人必
先
入セシムルコト肝要ナランニ
以上ノ事理果シテ是ナラバ我輩亦ニ希望スルモノアリ
抑モ舊曆ノ朝鮮事變ハ實ニ東洋國交際上ノ大事件ニシ
テ事變ノ當初ヨリ本年ニ掛ケ遺孽特派全權大使ノ出張
アリテ朝鮮トノ談判條約ハ間モナク落着スルニ及ンテ
又今回ノ支那談判ヲ惹キ起シ伊藤遺清特命全權大使ハ
去月廿八日ヲ以テ支那ニ向ケ横濱ヲ解纜シタリ斯クテ
今日ニ至ル迄ノ片信彙報ハ定メテ天下ノ耳目ヲ驚カシ
タルナラント雖モ我日本ハ歐字新聞ノ少キガ爲メカ
歐米ノ諸新聞紙ガ石事變談判ノ事柄ヲ報道スル其報道
ハ日本方ノ手ニ出ヅルモノ少クシテ支那方ノ通信ニ根
據スルモノ多キガ如ク即チ今回ノ朝鮮事變ニ就キ歐米
諸新聞ノ紙上ニハ長崎若クハ横濱發ノ電報郵信ヲ揭
ルコト少クシテ上海香港等ノ新聞紙ヲ採記述スルコト多
キガ故ニ其記事多クハ支那方ニ利シ易ク縱令ヒ支那流
ノ妄言ニ其儘ニ寫スコトナレトスモ妄報傳信ハ之ヲ論
ハ惹テ如何ニ之ヲ測察スルモ到底其真氣ヲ脱ス
ル能ハザルガ故ニ歐米ノ新聞記者ハ支那流ノ報道ナリ
ト自カカラ折衷斟酌スル所アルモ支那流ノ報道ナリ
ト報知ハ矢張り支那流ノ真氣ヲ帶ビテ結局ノ正理ハ支
那方ニテ之ヲ專有スルノ利アルヲ免レズ歐洲ノ新聞紙
中彼ノ京城事變ヲ以テ日本ノ教唆ニ成リタルカノ如ク
ニ記シタルモノアリシモ亦先ヅ支那流ノ通信ヲ信
ルニ由ルナラント斯ク支那流ノ通信ヲ信ゾタル處ニ延引
ナガラ日本方ノ確報ヲ報ジタリト先入爲主ノ論ニテ
中々前説ヲ一抹シ去ルコト能ハズ結局歐米人ノ目ニハ支
那方ノ直影ノミヲ映シテ日本方ヲ曲トスルノ傾キナキ
ヲ得ザル可シ故ニ東洋事アリテ其中ニ我日本ノ關係ス
ルコトモアラバ敢テ非テ理ニ枉ケ曲テ直ト矯ムルニハ及
バザレバ有リノ儘ノ事實ヲ先ヅ有リノ儘ニ報道シテ身
ニ覺エテキ濡衣ヲ被ラザルノ覺悟ナカル可ラズ事ノ實
際天下ニ表白スルニ延引シテ日本國ノ榮譽上ニ幾分
カノ損害ヲ被ルルハ其損害ハ官トナク民トナク日本國
中平等ニ分擔セザル可ラザルガ故ニ先ヅ東洋ノ事變ヲ
報道シテ我日本ニ被ラザルニシテハ官民公私
人ニシテ苟モ歐米ヲ解シ又之ヲ使用スルノ力アルモノ
ハ其筆勢ヲ順フコトナク種々ノ方便ヲ求メテ我レノ道運
ノ被ハレザル先キニ之ヲ歐米人ニ報道セザル可ラズ實
際ヨリ本年ニ掛ケテハ東洋ヨリ歐米ニ報ス可キコト甚
多シ特ニ朝鮮事變ヨリ此度ノ支那談判ヲ惹キ起シタル
次第及ビ此談判ノ進行次第等ニ就テハ先ヅ之ヲ歐
米人ニ報知スルコト以テ損失ヲ可ラズト信スルナリ

- 家督 滋賀縣華族故從四位木邊實慈氏養子從五位木邊淳慈氏は去月二十八日家督仰付けられたり
- 草葉取調 片山農商務少書記官外三氏は去月二十八日農商務省に於て左の通仰付けられたり
- (各通)
 - 少書記官 片山 謙吉
 - 權少書記官 大橋 吉藏
 - 權少書記官 岡 義典
 - 權少書記官 堀 謙吉
 - 權少書記官 堀 謙吉
- 長井長義氏 農商務省下豆州熱海へ出張せる長井内務省御用掛ハ去月廿八日歸京したり
- 河野鮎雄氏 河野農商務省准委任御用掛ハ去月廿八日肥前國高島筑後國三浦兩山へ出張仰付けられたり
- 森尾茂助氏 農商務省准委任御用掛農務尾根室農工事務所副長去月廿八日出張歸任したり
- 審査官出張 千葉縣下は於て一昨日より一府六縣の聯合共進會と開設なせし付島田審査長去月廿八日臨時の爲り出張なせしなり
- 陸軍卿代達 自今會計軍醫獸醫各部の卒及補重砲卒組長の職務を委する者に徒卒刀(徒卒刀の儀は且今調製中に付き當分の内統制代用)調馬卒に軍刀佩用致さする旨去月廿七日陸軍卿より陸軍一般に達したり
- 補充隊及後備軍隊規則 今般陸軍卿より達したる補充隊及後備軍隊に係る規則の大意は左に如しと補充隊規則 補充隊ハ各々其ノ本隊屯在ノ定地ニ置ク(別ニ其設置ノ地ヲ示スハ此限ニアラズ)モノニシテ領司令官ノ所轄ト爲スガ故ニ該隊長ハ領司令官ノ命令ヲ奉リテ服シ且諸般ノ報告等モ亦同司令官ニ呈スモ補充隊ハ其本隊ト定メル所ノ戦列兵凡十分ノ一ヲ補充スルニ及ハズ之ヲ填補スル者ナラガ故ニ其急速補充ヲ準備セシムルガ爲メ軍ヲ若干ノ兵ヲ補充營ニ送致シ置クヲ通則トス
- 後備軍隊規則 此規則ハ後備軍諸兵ノ隊伍ヲ編成スル要領ヲ示スモノニ係ル諸兵ノ編制及給養等ハ總ベテ常備軍隊ニ準ルナリ
- 後備軍諸隊ハ其出陣軍ニ編入セラレザル間ハ其本營領司令官ノ所轄ト爲スル所トス但シ他ノ管轄ニ移スルハ必戰時定同ヲ超過セシムヘカラス故ニ若シ兵員ニ餘剩アルハ當該管轄ノ常備軍補充隊ニ屬シテ之ヲ統制セシムヘシ
- 旅團以上ノ編制ハ豫メ之ヲ一定セスト雖モ一軍管ノ後備軍諸隊ヲ舉ケテ旅團ヲ編成スルハ其軍管ノ補給ヲ以テ旅團ノ番號ト爲スヘキモノトス
- 傳話機 農商務省に於ては來四月執行の大演習に使用すべク見込込にて奉謀本部へ傳話機ノ請求と爲しヨリ
- 農國軍艦 農國水師艦長クラウソン氏之去る二月十四日同國軍艦オアリコック號に乗込ミ上海より香港に赴きたり
- 日耳曼貴族休給 日耳曼大宰相ヒスマルク公の休給は住居及養費の外に年俸五萬四千馬克(凡一萬三千馬克)陸軍大將モルト少伯住居及び馬六頭の飼養料の外に休給として三千馬克養老金として六千馬克都合九千馬克養老とらる又農國の駐外公使ハ魯及及び德、波特魯に赴寄する者は年々二萬八千馬克養老、巴馬及

コトニ
傳給
○日耳
信ス
民地
はセ
アラ
ラリ
レシ
課助
レシ
此シ
は無
此報
基とな
○ゴル
一同
ツク
一事
族に
した
購なく
○佛國
くあり